

第3章 被災住宅の相談窓口業務

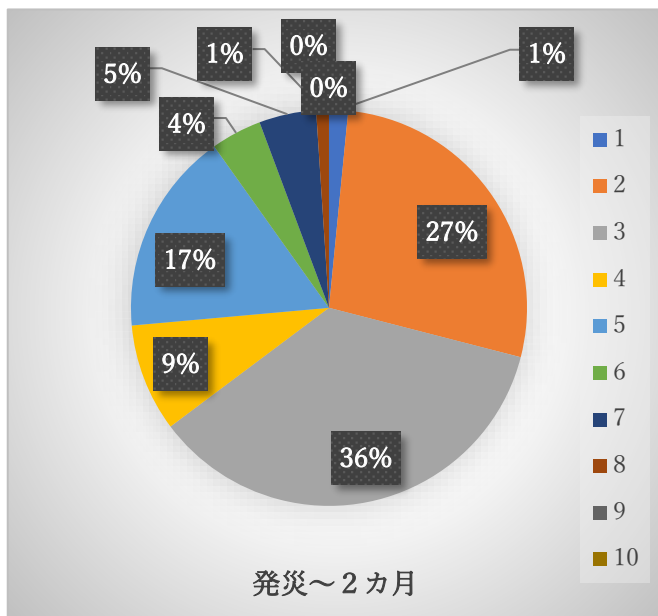
1. 相談内容の経過と分類

浸水被害発生時における住宅の相談については、発災直後から時間の経過とともに相談内容も少しずつ変化してきます。

相談員には、被災者に寄り添い、生活再建に向けた適切なアドバイスが求められます。ここでは、熊本県、長野県、神奈川県における相談内容の分類事例を紹介します。

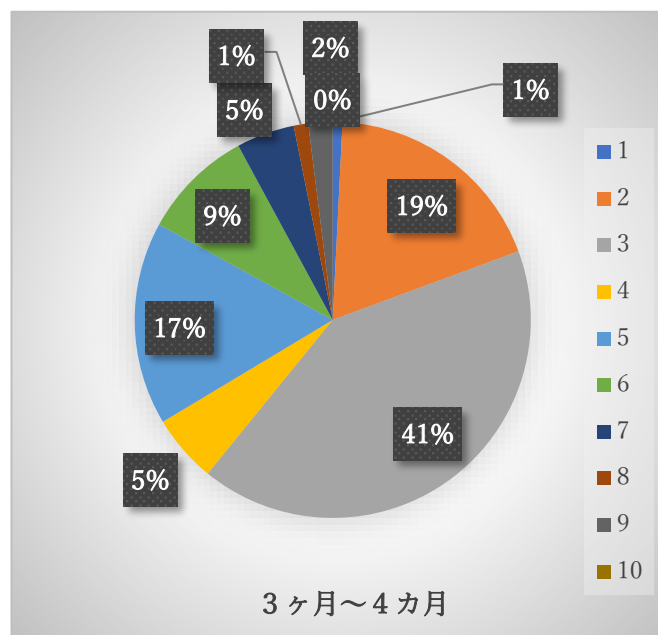
[事例-1] 熊本県 令和2年7月豪雨災害

■（発災～2カ月）相談件数 195 件



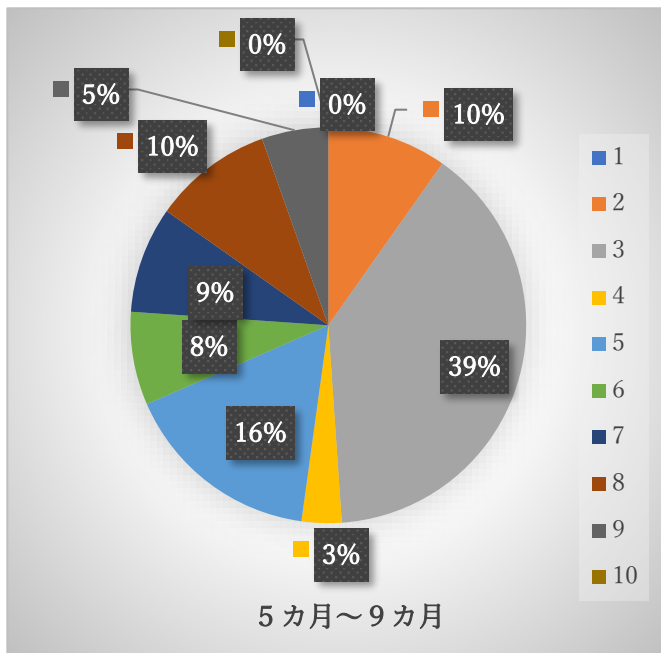
1・仮設住宅への入居手続き等	3
2・片付け、修復方法手続き等	53
3・施工業者紹介、工事見積り	69
4・公的支援制度・助成金等	17
5・公費解体手続き、業者紹介	32
6・現地を見てアドバイスしてほしい	8
7・建替えか補修で迷っている	9
8・資金（融資）計画・制度	2
9・施工に不満	0
10・復興住宅について	0

■（3カ月～4カ月）相談件数 253 件



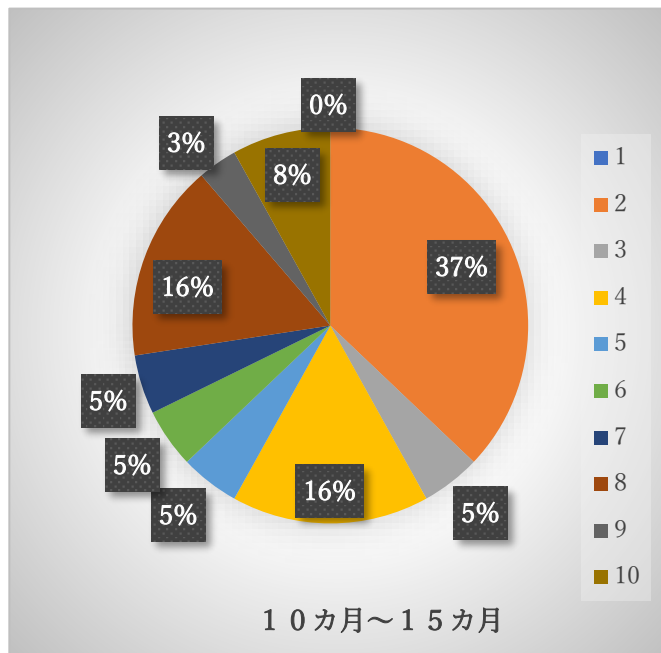
1・仮設住宅への入居手続き等	2
2・片付け、修復方法手続き等	47
3・施工業者紹介、工事見積り	105
4・公的支援制度・助成金等	14
5・公費解体手続き、業者紹介	42
6・現地を見てアドバイスしてほしい	23
7・建替えか補修で迷っている	12
8・資金（融資）計画・制度	3
9・施工に不満	5
10・復興住宅について	0

■ (5カ月～9カ月) 相談件数 92 件



1・仮設住宅への入居手続き等	0
2・片付け、修復方法手続き等	9
3・施工業者紹介、工事見積り	36
4・公的支援制度・助成金等	3
5・公費解体手続き、業者紹介	15
6・現地を見てアドバイスしてほしい	7
7・建替えか補修で迷っている	8
8・資金（融資）計画・制度	9
9・施工に不満	5
10・復興住宅について	0

■ (10カ月～15カ月) 相談件数 65 件



1・仮設住宅への入居手続き等	0
2・片付け、修復方法手続き等	23
3・施工業者紹介、工事見積り	3
4・公的支援制度・助成金等	10
5・公費解体手続き、業者紹介	3
6・現地を見てアドバイスしてほしい	3
7・建替えか補修で迷っている	3
8・資金（融資）計画・制度	10
9・施工に不満	2
10・復興住宅について	5

相談件数は、発災より2～3カ月目に最も多くありました。

発災直後は、どこでどういう相談が出来るのか、何を相談したらいいのか、混乱している状況だったと思われます。

相談の内容は、片付け修理の方法と施工業者の紹介及び見積り依頼が当初から多く、4か月目までの相談件数全体合計の60～65%でした。その他は、公費解体の手続き、見積り及び公的支援制度手続きが20～25%となっています。

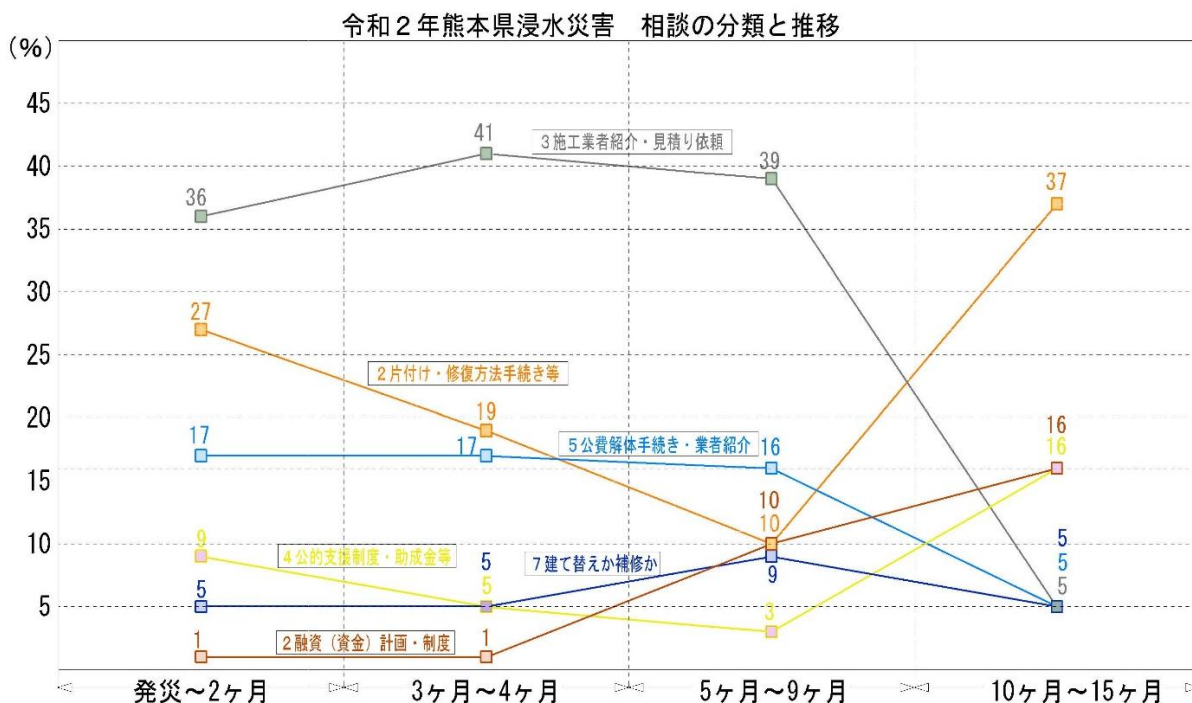
5カ月を過ぎると、やはり施工業者の紹介依頼が最も多く、片付け修復方法は少なくなって、公費解体、再建資金、建て替えか解体かで迷っているという相談が割合的には増えています。

10カ月以降は、業者紹介依頼は少なくなっています。これはあらかじめ業者が決まり、これから

修復に向けて、あるいは解体に向けて動き出したということかもしれません。

片付け修復方法の相談が増えているのは、そのことは反映されているとみることができます。

資金計画、と公費解体手続きも増えていますが、相談件数がかなり少ないので絶対数が大きく増えているわけではありません。



[事例-2] 長野県 令和元年10月東日本台風災害

■長野県では、(1)～(6)の相談対応を実施。

- (1) 令和元年度のみ市町村窓口相談（窓口）
- (2) 現地相談（現地派遣）、(3) 古民家相談（現地調査：P57表-2、(2)の件数に含む）
- (4) 専門家総合相談（相談会場）
- (5) 住宅復旧セミナー4回開催後の相談者数14人（P57表-2の件数に含まない）
- (6) 一般相談窓口での災害時相談（電話・メール等）

<現地相談体制>

現地相談については、当初は相談員研修会受講者を1名配置。相談内容に応じて、現場での破壊調査の可能性がある場合は、設計系相談員と施工系相談員をペアで配置して、令和3年11月まで実施。発災2か月後の12月には最多数の65件実施。（片付け清掃が進み、応急本格復旧のタイミングの頃）。

<現地相談における現地確認作業内容>

- ① 外壁内部の断熱材の有無と乾燥状況及びカビの発生状況を一部破壊して確認
- ② 床下の堆積物(泥)の搬出状況と乾燥状況の確認(十分な乾燥[含水率20%以下]確認の上修繕開始)
- ③ 床材の未撤去箇所における断熱材施工の有無と乾燥状況の確認
- ④ 浸水箇所を中心とした木部の含水率の確認(含水率計を使用)
- ⑤ 相談依頼者からの希望に応じた作業(建物傾斜計測など)

<現地相談時の主な相談内容>

①建築物（住宅）の安全性の確認

- ・消毒の必要性と適正薬剤の情報及び実施業者の紹介（選定方法）
- ・カビ発生確認と処理及び予防方法及び白アリ対策の必要性と実施方法
- ・設備機器（特に電気、ガス器具）の安全性の確認
- ・ユニットバス裏の断熱材の処理方法

②応急的な修繕の方法

③本格的な復旧の方法

④修繕、復旧のための資金計画

⑤修繕工事に時間する業者からの見積の妥当性の判断

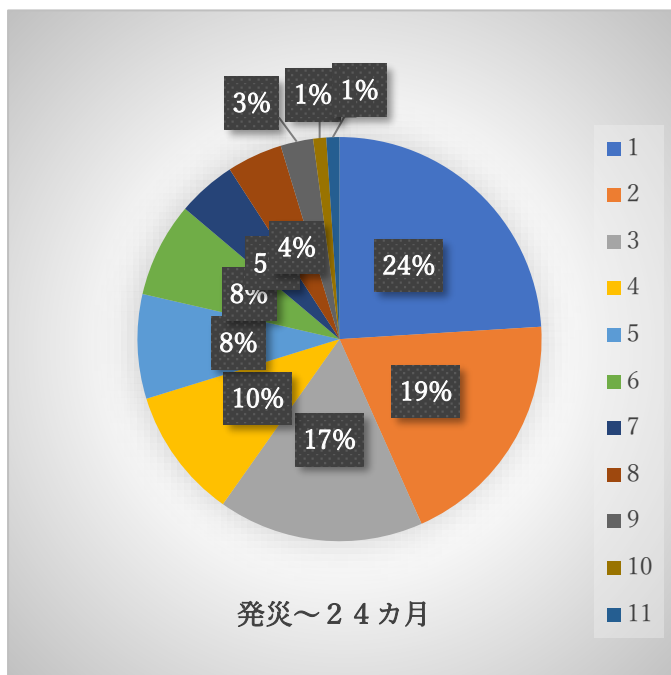
- ・災害相場になるため、平時と比べて高めの見積金額になることが多く、判断が難しい。
- ・見積の形式が「一式」表記ではなく、工事項目別の「単価/数量/金額」表記になっているかを確認すること、比較検討のために2社以上に見積依頼をすることなどをアドバイスするに留める。

⑥修繕業者の紹介（選定方法）

⑦建て替えを行うに当たっての設計業者の紹介

<長野県（4）専門家総合相談 相談内容・件数>

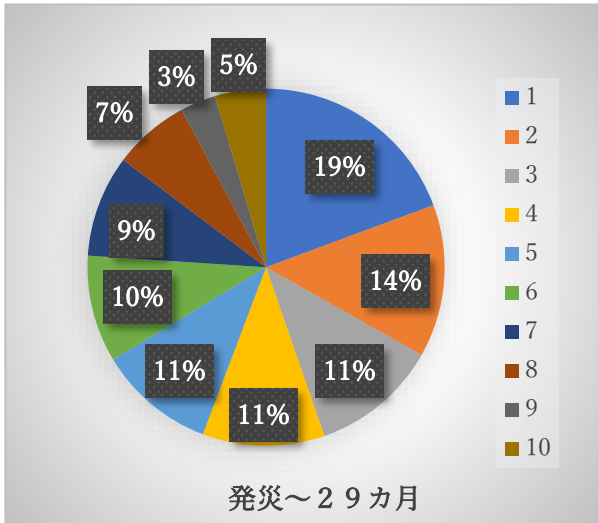
■（発災～24カ月）相談件数 383 件（相談者数と相談件数累計は異なります。複数項目相談のため）



1・助成制度等住宅の復旧資金に関する相談	92
2・住宅・建築物に関する技術的な相談	74
3・他に属さない相談（行政機関への相談）	63
4・土地・建築物の税に関する相談	40
5・土地・建築物の売買に関する相談	32
6・土地・建築物の権利に関する相談	29
7・住宅・建築物の復旧のための業者選定相談	18
8・工事業者等とのトラブルに関する相談	17
9・土地の境界に関する相談	10
10・債務に関する相談	4
11・その他書類作成、賃貸住宅の相談	4

<長野県 (6)一般相談窓口災害時相談(電話・メール) 相談内容・件数>

■(発災～29カ月)項目別相談件数 217件(1回の電話で複数相談があった場合は別項目でカウント)
 現地を確認した上で、安全性の確認、応急的な修繕、本格的な復旧の方法などのアドバイスを受けられる現地相談が実施されたため、熊本県で相談が多かった「2.片付け、修復方法手続き等」が、それほど多くなかったと想定できます。



1・融資・補助制度等に関する相談	42
2・土地建物の税制/建替/売却/権利/賃貸の相談	30
3・業者等とのトラブル/行政への苦情要望問合せ	25
4・相談先紹介・業者等の選定に関する事	24
5・応急修理制度/生活再建支援金/資金計画全般	23
6・カビ処理対策/床下乾燥/消毒方法について	21
7・補修工事の工法等に関する事に関する事	20
8・見積りや工事金額に関する事	15
9・住宅等の設計の方針に関する事	7
10・アスベスト、その他の相談	10

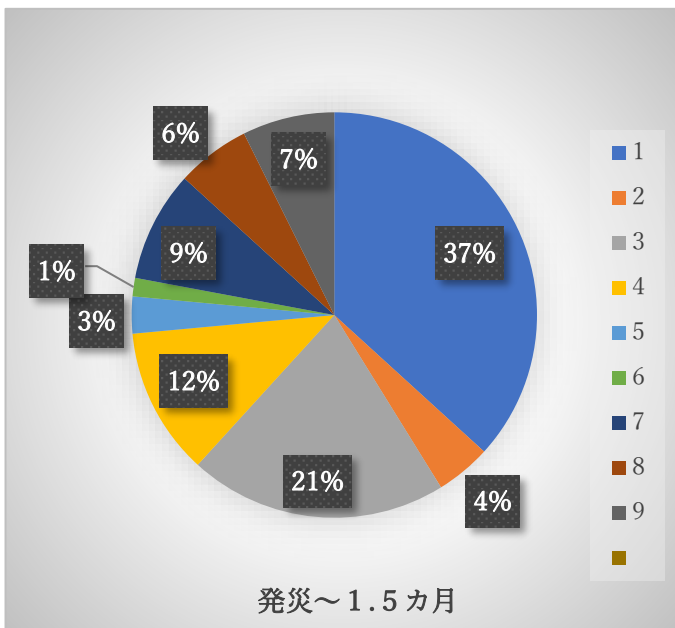
[事例-3] 神奈川県 令和元年10月東日本台風災害

■神奈川県では、発災2週間後から1か月半の間、市町建築相談窓口などで、県民向け建築窓口、電話相談を実施。

<神奈川県 令和元年東日本台風災害 住宅相談内容・件数>

■(発災～1.5カ月)相談件数 68件

災害規模、被害状況が異なり、相談窓口の広報が不十分だったこともあり、相談件数は少ないが、「改修工事の方法」についての相談が最多となっています。



1・改修工事の方法	25
2・手続き等	3
3・施工業者・設計者の紹介	14
4・公的支援制度・助成金等	8
5・工事内容の不安	2
6・廃棄物について	1
7・工事見積	6
8・消毒	4
9・その他	5

【各県の被害状況】

■被害状況（人的被害）

（表-1）

時期 災害名称	都道府県	市町村数 被害/全数	人的被害（名） （内災害関連の数）				報告・発表
			死者	行方不明者	重傷	軽傷	
令和 2(2020)年 7 月 令和 2 年 7 月豪雨	熊本県	25/45 熊本県南部	67	2	2	15	令和 4(2022)年 4 月 1 日 熊本県危機管理防災課
令和元(2019)年 10 月 令和元年東日本台風 （台風第 19 号）	長野県	44/77	23 (18)		14 (8)	136 (97)	令和 3(2021)年 9 月 6 日 長野県災害対策本部
	神奈川県	21/33	9	0	2	38	令和 1(2019)年 11 月 15 日 神奈川県くらし安全防災局
平成 30(2018)年 7 月 平成 30 年 7 月豪雨	岡山県	14/27	86 (25)	3	16	161	令和 2(2020)年 2 月 13 日 岡山県危機管理課(H30.7 豪 雨災害記録誌)

■被害状況（住家被害）・相談対応期間・相談件数

（表-2）

都道府県	住家被害（棟）					対面相談 件数/人数 （件/人）	現地 相談件数 （件）	電話相談 件数/人数 （件/人）	相談対応 期間 （ヶ月）
	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水				
熊本県	1,493	3,117	2,098	285	420	388 （出張現場相談含）		173	15
長野県	920	2,496	3,569	2	1,358	(1)248(人) (4)184(人)	(2)(3) 159(件)	(6)161(件)	(1)2/(2)(3)25 (4)24/(6)29
神奈川県	53	722	847	971	524	65	1	5	1
岡山県	4,830	3,365	1,126	1,541	5,517	229 (41)	155	384	8 (R 元年数) 2019/3/17 時点

近年全国で発生している豪雨災害は、その災害の規模、範囲、被害の実態は実に多様で、そのすべてに対応できるマニュアルを用意することは困難です。しかし、過去の災害を教訓にこれから起こるかもしれない災害に備えることは、復興に向け、被害の最小化を目指す上で最も重要なことです。

2. 台風豪雨災害における相談活動の状況

近年、台風豪雨による甚大な被害とその対応を経験した熊本県、長野県、岡山県の相談活動事例を紹介します。三県の貴重な体験と足跡から、実施体制・課題点・現状を知り、各地域で相談体制を構築し、整備するための参考にさせていただきたい。

【1. 実施体制・状況】

【2. 実施の課題点・対応】

【3. 現状・取組み】

■ 令和2年7月・令和7年8月豪雨災害における 熊本土会 相談活動状況 [事例-1]

<2020年(令和2年)>

- 7月4日 熊本県南部地域浸水被害発生
- 7月10日 熊本県建築士会復旧支援対策本部設置
 - ①現地片付け支援班
 - ②電話相談・対面相談支援班
 - ③歴史的建造物被害調査支援班
 - ④住家被害認定調査支援班
- 7月16日 浸水住宅復旧のための講習会開催
(県との共催)
- 7月17日 相談員向け研修会実施
- 7月20日 電話相談開始(熊本県建築士会本部):
建築3団体協働
- 8月1日 現地対面相談会開始
 - ・八代会場
 - ・人吉会場
 - ・芦北会場
 - ・球磨会場
- 8月7~9日 歴史的建造物被害調査実施
- 8月11日 被災住宅現地派遣相談開始
(通年)住宅建設に伴うトラブルの相談会実施
(弁護士会と共催、1回/月)

<2021年(令和3年)>

- 現地建築相談会・出張相談会継続
- 3月31日 電話相談終了(本会)
- 7月2日 技術者向け浸水に備えた講習会
開催(県との共催)
(通年)住宅建設に伴うトラブルの相談会実施
(弁護士会と共催、1回/月)

<2022年(令和4年)>

- 現地建築相談会・出張相談会継続
- 3月 熊本県・社会福祉協議会・熊本県建築士事務所協会・熊本県建築士会の4者による
「災害発生時における被災地支援等に関する協力協定」締結
- 4月 熊本県建築士会災害対策特別委員会設置
- 6月 「建築士会の災害対応マニュアル」
作成作業開始
- 6月 浸水住宅復旧のための講習会開催
(県との共催)
- 12月 熊本県弁護士会ADR委員会との協力協定
締結(ADR:紛争解決センター)
(通年)住宅建設に伴うトラブルの相談会実施
(弁護士会と共催、1回/月)

<2025年(令和7年)>

- 8月 熊本豪雨災害発生
～ 浸水住宅復旧技術者講習会実施(4回)
- 12月 相談員説明会実施(2回)
電話相談, 現地相談会実施(4会場)
被災者向け現地説明会実施(3回)



浸水住宅復旧のための講習会



電話相談



現地対面相談



被災者説明会

■ 令和元年東日本台風災害における 長野士会 相談活動状況 [事例-2]

<2019年(平成31年・令和元年)>

- 10月12日 長野県内浸水被害発生
- 10月13日 県との災害時相談体制実施協定に基づき県との協議(建築士会)
電話相談は既存相談体制にて実施(長野県建築相談連絡会事務局である建築士会事務局が対応)
- 10月23日 県協定に基づく市町村相談開始(災害支援建築団体連絡会5団体)
11月17日で終了
現地建築相談を先行実施
- 11月8日 被災者総合相談体制構築会議開催
支援体制全般を確認(長野県建築相談連絡会15団体)
- 11月26日 現地建築相談員研修(災害支援建築団体連絡会5団体)
翌日より現地建築相談本格的実施



市町村 窓口相談

<2020年(令和2年)>

- 電話相談を対面加え継続実施(建築士会事務局対応)
- 現地建築相談継続実施
- 1月13日 総合相談会先行実施(弁護士会等士業団体連絡会主体)
- 1月14日 総合相談会実施確認会議開催
総合相談会の実施内容を確認(長野県建築相談連絡会15団体)
- 2月21日 総合相談会本格実施(12月19日まで8回長野市・千曲市で実施)
- 7月6日 被災古民家調査実施体制構築会議
古民家の現地調査と所有者への情報提供方法等を確認(建築士会・建築士事務所協会)
現地建築相談終了まで計4件実施
- 7月30日 被災者住宅復旧セミナー開始(建築士会対応 長野市で8月まで4回開催)
- 年内中 長野県からの要請を受け事業系建築物被害認定調査実施 1件実施



専門家総合相談



住宅復旧支援セミナー

<2021年(令和3年)>

- 電話及び現地建築相談継続実施
- 総合相談会継続実施(長野市のみ)(10月16日まで6回実施し終了)

<2022年(令和4年)>

- 電話相談継続実施(引き続き通常建築相談で対応)
- 3月31日 現地建築相談終了



現地建築相談

【1. 実施体制・状況】

令和元年東日本台風災害は、長野県内 77 市町村のうち長野市等を中心として 44 市町村に災害救助法が適用され、広域かつ早急な支援が要請された。

防災直後、平成 29 年に長野県知事と長野県災害支援活動建築関係団体協議会（以下「協議会」という。）で締結した協定に基づき、建築士会を中心に被災者支援体制の構築について協議を開始した。

まず、応急処置に関する市町村からの相談要望を県が把握して体制を構築し、市町村による被災者へ周知、協議会が専門的立場で相談に応ずる体制とした。机上での相談では被災状況に応じた的確なアドバイスができないことから、「現地建築相談」の実施を県と協議し、相談体制再構築することとし、県、市町村及び協議会の役割は市町村での机上相談と同様とすることとした。

現地相談での相談対応方法やアドバイスの統一等を図るために研修会を開催し、相談員を登録制として派遣要請に対応することとした。また、被災者の復旧・復興のステージにおける様々な相談に対応するために、弁護士や司法書士等を加えて専門家を一堂に会した「総合相談会」の実施も同時に協議した。この相談体制は、平時の消費者相談体制として既に構築していた「長野県建築相談連絡会（15 団体で構成）」を被災者相談体制に移行することで関係団体の了解を得て実施した。

また、県、市町村、被災者からの要望に応じて「被災住宅復旧支援セミナー」や歴史的価値のある古民家の存続を促すために「古民家調査」等も実施した。こうした実施体制は、主に建築士会が中心となって相談の企画や相談マニュアルの作成、県、市町村、関係団体そして被災者との連絡調整等を行い、様々な活動に要する経費は国の補助制度（住宅市場整備推進等事業）を活用した。

【2. 実施の課題点・対応】

被災者への情報伝達のあり方として、高齢者や IT 弱者、遠隔地へ避難している被災者への情報伝達方法の被災者情報を把握する市町村が普段から確立しておくことが求められた。

復旧・復興のステージに応じた息の長い相談体制の構築は必要であり、実施した専門家による総合相談は被災者の要望に的確に応えることのできる有効な相談となった。

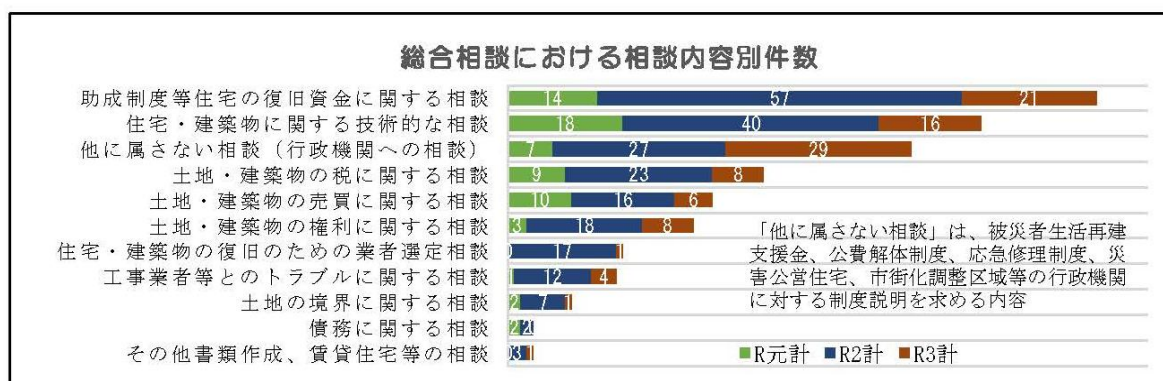
相談後のアフターフォローとして、被災者支援の情報が目まぐるしく変わるなかで、一旦アドバイスしたことが変わってしまったことにどのように対処すべきか、体制の中で検討すべきである。

経験のない水害へのアドバイスに限界があり、これまで経験のない「カビ」への対応は今後に課題を残し、知見を広め、状況に応じた的確な対応が求められている。また、被災者相談対応の限界は生じてしまうことを前程として、建築士の技術・知識の相違をどこまで統一できるかが課題であり、この意味では「相談マニュアル」は重要なアイテムといえる。また、業者紹介や見積チェック等にも限界があり、災害時に相談者が知りたい情報への対応のあり方について更なる検討が望まれる。

【3. 現状・取組み】

令和元年 10 月の発災から被災者相談を中心とした支援活動は令和 3 年 3 月末を一定の区切りとしたが、その後も本格復旧に向けた相談等に対応して建築士会の住宅相談として相談活動を継続している。復興に当たっての、今後発生する水害に対応した設計、施工はどうあるべきか、広域的に被災した地域の活性化を「まちづくり」の観点でどのようにアドバイスすべきかといった次元の異なった提言や取り組みも行っていくことが求められているといえる。

また、地震、水害、風害、火山災害等の様々な災害に対して、建築士、そして建築士会をはじめとした関係組織相互と行政機関の体制構築と役割について普段から情報交換等を行いながら、意識し続けることが何より重要なことと感じている。



■ 平成 30 年西日本豪雨災害における 岡山士会 相談活動状況 [事例-4]

<2018 年 (平成 30 年) >

7 月 6 日 真備町浸水被害発生
 7 月 27 日 被災住宅相談員研修 (倉敷支部)
 7 月 30 日～ 窓口建築相談開始 (倉敷支部)
 (～8 月中旬) 倉敷市役所本庁市民ホール

8 月 1 日～ 電話建築相談開始 (岡山県建
 士会本部にて)

8 月 17 日 現地建築相談員研修 (5 団体)
 8 月 20 日～ 現地建築相談開始

<2019 年 (平成 31 年・令和元年) >

現地建築相談継続
 6 月末 電話相談終了(本会)
 6 月 27 日～ 窓口建築相談開始
 (年度末迄) 真備支所 1 回/月 (倉敷支部)

<2020 年 (令和 2 年) >

1 月～ り災住家等長期居住者
 アドバイザー事業開始
 (セルフビルド修繕指導支援)
 4 月～ 窓口建築相談継続 真備支所にて
 1 回/2 か月 (年度末まで)
 9 月末 改訂版発行

<2021 年 (令和 3 年) >

3 月 21 日 (市民向け) 倉敷市民会館にて
 風水害防災シンポジウム開催
 4 月～ 窓口建築相談継続
 真備公民館にて
 4 回/年 (年度末まで)
 4 月～ り災住家等長期居住者 アドバイザー
 事業継続(セルフビルド)修繕指導支援

<2022 年 (令和 4 年) >

1 月 14 日 岡山県被災者支援士業連絡協議会
 を共同設立 (岡山弁護士会、岡山県
 司法書士会、岡山県土地家屋調査
 士会、岡山県不動産鑑定士協会、岡
 山県社会福祉士会、日本技術士会中
 国本部岡山県支部、岡山県建築士会
 4 月～ 窓口建築相談継続
 真備支所にて
 1 回/2 か月 (年度末まで)

<2025 年 (令和 7 年) >

2 月 18 日 岡山県と岡山県被災者支援士業連絡協
 議会との間で「防災まちづくり・被災
 者支援・被災地復興への専門家派遣に
 関する協定」を締結



倉敷市役所 窓口建築相談



真備支所 窓口建築相談



現地建築相談

【1. 実施体制・状況】

発災後、おかやま建築5会まちづくり協議会による「おかやま水害住宅建築相談窓口」が設置され、被災住宅の建築相談が開始された。倉敷支部では約20名の相談員が参加、現地相談は電話相談時に要望がある場合において実施された。

平成31年3月17日時点（岡山県全体）の件数ではあるが、電話相談384件・窓口相談229件・現地相談155件に対応しており、以降も倉敷支部では現地・窓口建築相談等の継続的な活動を行っているが、令和5年3月末で定期的な相談会は終了。その後は随時、一般の建築相談会の中で対応している。（令和8年2月現在）

【2. 実施の課題点・対応】

相談内容は、住宅の被災程度・築年数・構造・工法・応急対応の状況、家族構成・健康状態などや相談のタイミング、時間の経過とも異なるため、研修で得た知識をベースにしながら各自の判断で対応した。相談員は建築的な見解だけではなく被災者の話を傾聴することを心がけ、可能な選択肢を公正な立場から提示することに努めた。相談業務終了後報告書を提出するが他者がどのように対応したのかは周知されない、個人情報などに配慮し支障がなければ、実施相談対応表(回答例集)などが作成されると、相談員としては不安も減り、より視野の広がった対応もできるのではないかと考える。

また応急対応の違いにより復旧再建の方法や金額に大きな差が出ること、改修や解体し再度建築する際の注意事項など伝えたい情報が多く出てきたため、被災後の現場に貼って使える「応急対応シート」や市民に向けた「水害に備えて」を倉敷市の補助事業として作成配布、また風水害防災シンポジウムを開催することで情報の周知に努めた。

【3. 現状・取組み】

発災より7年以上が経過し、現在は定期的な窓口相談業務は行っていない。とは言え、一般の建築相談会の中で、随時、被災相談には対応している。

令和2年より倉敷市被災者見守り支援室・真備支え合いセンター（社協）と共に「り災住家等長期居住者アドバイザー事業」を開始、被災したままの住宅に居住している方やご自身で修繕を行いながら居住している方の住宅を訪問し、建築的な問題点や改善点のアドバイスをを行った。この事業は、「誰一人取り残さない」という福祉関係者の方々の熱意を感じた活動であり被災者を見守る関係者との協働作業の中で、我々建築士に出来ることは少なからずあると感じた事業であった。

このシートの使い方	001
作業手順	002-003
作業をする時の服装	004
床はかきについて	005
床下の泥掻きについて/洗浄について	006
床面について/乾燥について	007
注意事項 けがや落傷を防ぐために	008
注意事項 経交は、大切です	009
注意事項 臭は、大切です	010

（一社）岡山県建築士会倉敷支部
倉敷市

（一社）岡山県建築士会倉敷支部
倉敷市

倉敷支部 HP ダウンロード

3. 相談員の心得

(1) 心構えと配慮

災害による地域や住宅の惨状を目にして、日常生活を奪われた被災者は、不安がつのり、無力感に苛まれることがあります。何から手を付け、どうしたら良いのか途方に暮れて、落胆して何かにすがりたいと思う方もいます。また、被害の甚大さや状況の大変さなどを誰かに聞いてほしいと思う方もいます。そのような気持ちに寄り添い、話をよく聴くことが大切です。時には、「大丈夫ですよ。お話しできることからお話しただいて」などと声をかける配慮が必要になるかもしれません。

相談者の人格を尊重する態度も必要です。その上で、今何が必要かを判断する冷静さと心構えが大切です。被災者の気持ちに配慮しながら、相談員が行う相談対応や生活再建支援を通して、ニーズを整理しサポートしていくことは、被災者の大きな支えとなります。

<配慮したいこと>

1. 相談者の将来に対する不安、焦燥感を受け止めること。少しでも安心感を得られるように。
(相談者の中には緊張してうまく伝えられない方がいます。言いたいことが多すぎて混乱する方もいます。焦らず、穏やかに順を追ってゆっくり、話を聞きましょう。)
2. 孤立させない。頼っていいんだという社会の連帯感をもてるように。
(窓口や電話の「たらい回し」や「依頼の拒否」は、相談窓口全体に対する不信につながり、ひいては行政や対応関係諸団体全体の信頼を失う結果にもなりかねないので、十分な注意が必要である) まずは被災者の身になって、窓口や制度の水先案内までは、丁寧に対応することが大切です。
相談会場に「市町村・保険会社・弁護士会災害トラブルなどの相談窓口・連絡先リスト」を掲示する。リスト表を必要な相談者に配布できるようにすると案内しやすくなります。
3. 適切な情報を得て、相談者自らが選択し行動することができるように。

(2) 相談窓口の体制

<相談員の募集>

建築士の業務職種は幅広く、相談経験の有無も関係して、各人の相談対応スキルに開きがあるため、「災害復興に関する講習会」などの受講者名簿などから募集し、最低基準の対応スキルのある相談員を選抜することも考慮する必要があります。

<事前の準備>

- ・施工者紹介依頼の相談に対応するため「登録業者リスト」を作成する。

自治体と施工者団体間とで、協力協定を結んでおくことが望ましい。

① 相談員の招集

- ・「相談員リスト」を参考に連絡し、参加の可否を確認する。
- ・「相談員リスト」は、定期的に更新することが望ましい。
- ・相談員の希望を把握した上で、スケジュール調整を行い、日程・会場配置・担当表を作成する。

② 報酬について（報酬の有無）

- ・無償ボランティアになると、相談員の必要人数確保が困難になることが予想されます。
- ・報酬の有無は、相談業務の遂行に大きく影響するため、行政担当部署と速やかに協議をしておく必要があります。
- ・事例として、熊本豪雨災害では国の助成を受け（4000円/時間＋交通費）の報酬を支払いました。

(3) 相談の進め方

相談は、下記の順序、要領で行います。

相談票の記載項目に沿って進めますが、相談の内容によっては、質問しなくてもよいもの、説明しなくてもよいものがありますので、臨機応変な対応が必要です。

①相談員の氏名を名乗る。

②相談者の了解の上、氏名、住所、連絡先を聞く。

- ・面接のような感覚で、「お名前は?」「ご住所は?」「具体的な被害状況は?」「工務店は?」等々、事務的な問いかけを、矢継ぎ早にしないこと。
- ・敬意をもって接すること。

③相談の内容を聞く。

相談の内容、住宅の被災状況をよく聞きながら、必要に応じて相談票の項目「建築概要」「損害保険」「罹災証明」等について記入をする。わかり易い言葉で質問や説明をしなければならない。

相談内容により、③-1、③-2の説明をする。

③-1 火災保険や公的助成の可能性を説明する。

「再建資金」として、支給される保険金や活用できる公的助成金の額により、再建の選択肢が決まり、「解体」か「修繕」か、などの検討も変わってきます。相談者が適切に、納得のゆく判断ができるようにするために必要な情報提供、市町村の担当窓口を紹介することも相談窓口の役割です。

<1>火災保険の加入状況について確認する。

- (1)火災保険等への加入の有無 (2)保険の種類 (特に水災の補償付加の有無)

火災保険等は、被災者が被災の第一報を行う必要があり、加盟の保険会社に連絡、わからない場合は保険会社の相談窓口連絡して、確認するようアドバイスする。

<2>「り災証明」と市町村の公的支援関連情報の案内

- (1)「り災証明交付申請」の手続きをして、「り災証明」による被害認定結果が出ているかどうか
(2)被害の程度によっては「災害救助法」「被災者生活再建支援法」等による公的助成を受けられるケースがあるため、市町村の公的支援関連情報を案内して、わかる範囲で説明することが望ましい。

③-2 「登録事業者リスト」がある場合は、適切な事業者を選べるようにアドバイスします。

相談窓口では、応急復旧工事の見積作成、工事実施を依頼できる事業者紹介の相談が最も多くなります。できれば「登録事業者リスト」を事前に準備しておきたいものです。

なお、リスト作成に当たっては、行政からの建設業各団体へ協力依頼という形をとったほうが、団体としても迅速に対応していただけるようです。

また、被災後は施工業者には依頼が殺到することが想定されるため、定期的に受注状況の報告など、アンケートを取り、リストの更新をすることも、被災者の紹介依頼に対応するため有効です。

(4) 注意すること

- ・言葉づかいは丁寧に。相談者に敬意を払うこと。
- ・まずは相談者の話を聞く姿勢が大事。相談内容とは関係ないような話でもさえずらず聞くこと。相談者は、聞いてもらうことで安心する部分があります。

- ・十分に理解していない専門外のことは推測で答えない。(法律的なこと、融資のことなど)
- ・分からないことは、はっきりと「わかりません。」と回答する。あいまいな回答はしない。
- ・基本的に、プライベートなことには立ち入らず、深く聞かない。
- ・後日回答という場合は、引継ぎ者にその旨を伝える。
- ・建築士対応相談ではなく、他士業や市町村につないだ方が良いと思われる相談内容については、対策本部にて、記録を他士業や市町村に伝えるようにする。

4. 相談事例集

(1) 片付け・清掃・消毒・乾燥方法等について

Q1-1 浸水した住宅を片付ける際、注意することはありますか？

【片付け】第2章P.14～32

A 漏電の危険があるので、作業前にブレーカーを落としましょう。

まずは、乾燥と消毒が重要です。乾燥消毒を行わずに修理してしまうと、後からカビの発生や木材の腐朽が起こる可能性があります。床下の泥出し、浸水部分壁の断熱材の撤去後、乾燥消毒を行ってください。壁は仕上げ材のみ撤去し、柱や筋交いは残してください。

消毒に消石灰を用いることは、吸込んだり目に入ったりした場合、健康被害を引き起こす恐れがあるためお勧めしません。消毒用エタノール、次亜塩素酸、逆性石鹼などを使用することをお勧めします。消毒作業時は、薬剤が皮膚に付いたり吸込んだりしないよう手袋、マスク、ゴーグルを着用してください。片付けをボランティアさんをお願いする場合は、処分するものと再利用するものをはっきり伝えてください。事前にカラーテープなどで分別しておくといいです。

Q1-2 断水時の応急復旧で、注意することはありますか？

【片付け】第2章P.17、32

A 断水時は、流水による洗浄ができないので、より床と壁の解体による乾燥が重要になります。

畳下の荒板を撤去、床点検口を開けるなどして、床下に溜まった水を排水した後、泥をできるだけ除去します。泥の除去が困難な場合は、ある程度乾燥させて、泥を固めてから除去することも検討しましょう。

Q1-3 床上浸水後の壁の適切な対応方法と注意点を教えてください。

【片付け】第2章P.19～31

A 浸水現場では、床材撤去と床下の泥出し、乾燥は行われており、ボランティアさんたちもよく理解をされているのですが、浸水部分の壁がそのままになっていることが多くみられます。壁内部の浸水が抜けずに封じ込められたままで、大量のカビが発生することがあります。

壁の解体には不安から躊躇があり、壁解体時期が大幅に遅れることが多々ありますので、現地相談や、建築関係者からアドバイスしてもらって、少しでも早く対応されることをお勧めします。石膏ボードの場合は、浸水直後であれば、浸水ラインよりも2,30cm上の位置をカッターで切れ目を入れて剥がして断熱材を撤去します。床から天井までの高さの半分以上が濡れている場合は、1枚分全部廃棄してください。土壁の場合は、次のQ&Aを参照してください。

断熱材は、グラスウール（わた状のもの）は吸水保水性が高く再利用はできないため、できる限り早く廃棄します。スタイロフォームなど（板状）は洗えば使える場合もあります。

Q1-4 床下の泥はすべて取らなければいけませんか？

【解体・復旧】第2章P.17～18・34

- A 床下の汚泥はすべて取り除き、乾燥、消毒することが重要です。乾燥が十分でない場合、匂いや、カビ、腐朽菌が広がり修復後に出てくることがあります。除去作業は大変ですので、ボランティアセンターに協力をお願いしましょう。

【解体・復旧】第2章P.30、36

Q1-5 床上まで浸水したが、見た目は元の状態に戻った。そのまま住み続けてもいいでしょうか？

- A 床下に泥や水が溜まってないか確認してください。溜まっている場合は、泥だしと排水を行ってください。そのあと乾燥、消毒を行ってください。壁も浸水部分をはがし、断熱材など濡れているものは撤去、同じく乾燥、消毒してください。それをしなければ、後々カビや腐朽菌が広がり、建物の寿命や健康にも影響する恐れがあります。

Q1-6 土壁はすべて落とす必要がありますか？

【解体・復旧】第2章P.29～30

- A 浸水した範囲はカビが広がる恐れがあるため落としてください。下地の小舞（竹や格子状の細かい骨組み）は乾燥させれば使えますので撤去しなくてもいいです。貫（約45cm間隔で柱を貫通している横材）は構造的に必要な部材なので撤去しないでください。修復の際は、再度土壁を塗る方法と下地を作って仕上げのボードなど張る方法などあります。施工者に相談してみてください。

Q1-7 消毒と乾燥方法はどちらがいいのでしょうか？

【消毒】第2章P.14、15・25～32・42～45

- A 消毒は、消毒用エタノール、次亜塩素酸（塩素系漂白剤）、逆性石鹼（ベンザルコニウム希釈液）などを使いましょう。自治体で配布している場合があるので確認しましょう。消石灰はアルカリ性で、吸込んだり目に入ったりした場合、健康被害を引き起こす恐れがあるためお勧めしません。なお、消毒の作業には薬剤が皮膚に付いたり吸込んだりしないよう手袋、マスク、ゴーグルなどを着用してください。床下の乾燥は、2～3カ月かかります。なるべく風通しを良くして、できれば送風機などあれば早く乾燥は進みます。消毒、乾燥した後、床を張りましょう。

Q1-8 壁、天井材などは再利用できますか？

【再利用】第2章P.19～22

- A 無垢材であれば、乾燥して再利用可能です。合板、石膏ボード、グラスウール断熱材、などは再利用できません。セメント系、窯業系のサイディングは再利用可能です。施工する大工さんなどに相談してください。

Q1-9 室内の建具は再利用できますか？

【再利用】第2章P.19～22

- A 無垢材の建具は水を吸って膨らみ開閉できなくなりますが乾燥すれば縮みますので再利用できます。乾燥でひずむ場合がありますので調整が必要になります。建具屋さんに依頼してください。材質が合板であれば、接着剤が劣化しているため再利用しないほうがいいでしょう。アルミ製の建具は再利用できます。表面にシートが張ってあるものはシートがはがれてくることがあります。

Q1-10 押入の中、台所、洗面所のカビが酷いです。どちらがいいですか？

【消毒】第2章P.42～45

- A 応急的な処置としてはカビを拭いた後、逆性石鹼（ベンザルコニウム希釈液）を吹き付ける。ま

たは次亜塩素酸（塩素系漂白剤）で拭く。床下や壁の中が濡れた状態であれば、床や壁をはがして乾燥させる必要があります。大工さんに見てもらってください。

Q1-11 流し台、洗面台、便器、など水回り機器は使えますか？

【再利用】第2章 P.21～25

- A 使える部分と使えない部分があります。電気関係の部品は使えないものが多いと思われます。部品を交換すれば使えるものもありますので、メーカーまたは専門の業者に相談してください。

Q1-12 床下浸水になってしまったが、消毒などの対応をお願いできないか？

- A 各自治体のボランティアセンターなどを案内。自治体は消毒剤を配布しますが、泥出し、水出し、乾燥（1か月単位）をさせない段階での消毒剤散布の効果は期待できません。

Q1-13 土台下の基礎パッキンの溝に泥が詰まっているが、洗い流したほうがいいでしょうか。

- A 基礎パッキンには通気タイプと気密タイプがあります。通気タイプの溝は床下を換気するために必要なものです。通気タイプは内部床下側から、気密タイプは外部から、できれば高圧洗浄水などで洗い流してください。

(2) 施工業者の紹介・見積り依頼について

Q2-1 応急修理手続きを申請したいので、見積もりをしてくれる施工業者を紹介してほしい。

- A 「地元施工者一覧」などがある地域については、一覧表の中から複数の業者を選んで、ご自分で連絡をお願いします。国土交通省「住宅リフォーム事業者団体登録制度」『[住まい再建事業者検索サイト](https://sumai-saiken.jp/)』（<https://sumai-saiken.jp/>）にて、[1. 都道府県][2. 市区町村][3. 工事の種類]を選択いただき、検索いただくこともできます。

【※参考例：熊本県では、地元施工業者団体に施工業者リストを出してもらい毎月の施工可能スケジュールを可視化したうえで、被災者に紹介するという方法で相談対応をとりました。】

なお、応急修理の補助金を申請すると基本的には仮設住宅への入居はできません。

自治体担当者に説明を受けて判断されることをお勧めします。

Q2-2 見積金額が出たのですが、妥当な金額かどうか判断できません。

- A 現在は施工業者が足りない状態です。職人も不足していますので災害前より高くなっています。できれば、もう1社比較のため見積りを取られることをお勧めします。契約時、先にお金を全額要求してくるような業者には気を付けましょう。トラブルになるケースが報告されています。

Q2-3 応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのですか？

- A 応急修理登録業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。家を建てた業者や大工さんに施工してもらうことができます。応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるのですが、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。

Q2-4 ハウスメーカーで建てた住宅はどうしたらよいですか？

- A ハウスメーカーによっては独自の構造型式認定を取得し、建てられているものがあります。それを確認してください。この場合はメーカーにお願いしてください。
在来軸組工法で建てられている住宅であれば地元の工務店でも対応可能です。

(3) 公費解体・公的支援制度・手続きについて

Q3-1 罹災証明で全壊判定でした。公的支援金が受けられるか教えてほしい。

- A 修理して住み続ける場合は、応急修理費用として上限 **73.9** 万円が出ます (R7 時点)。この場合は、原則として、仮設住宅には入居できません。(入居できる場合もあります)解体して新築する場合は、公費解体の上、被災者生活再建支援制度で最大 300 万円の支援が受けられます。詳しいことは自治体にお尋ねください
融資制度としては、高齢者向け住宅ローン (リバースモーゲージ) などもありますので、金融機関にお尋ねください。また、住宅支援機構に低利の融資制度がありますのでお尋ねください。

Q3-2 全壊判定を受けたので、公費解体を申請したい。

- A 公費解体は、自治体が受け付けています。ただ、基礎、カーポートやブロック塀、固定されていない物置などは対象外になります。自治体に確認してください。
また、申請の期限がありますのでそれも確認してください。

Q3-3 住宅は全壊判定を受けた。住んでいない住宅でも公費解体が申請できるのか知りたい。

- A 基本的には、その住宅に居住しないと公費解体の申請はできません。ただ、入院や施設への入所などで一時的に住んでない場合、住民票がそこにあれば対象になります。
自治体に確認してください。(原則、空き家は公費解体、応急修理制度の対象にはなりません。)

Q3-4 解体費用について知りたい。

- A 解体には、公費解体と自費解体があります。「特定非常災害」に指定された災害では、半壊以上の建物が「公費解体」の対象になることがあります。公費解体は持ち主に代わって自治体が解体業者と契約を結び解体する制度です。自費解体は、持ち主か解体業者と契約して解体を行い、解体費用は自治体から助成を受ける制度です。この場合基準単価が決まっていますので基準額を超える助成を受けることはできません。基準額については自治体にお聞きください。

Q3-5 住宅を建て替えた場合の支援制度について知りたい。

- A 被災者生活再建支援制度があります。例えば全壊判定または解体世帯で複数世帯の場合、基礎支援金 100 万円、加算支援金 200 万円、合計 300 万円の支援が受けられます。
罹災の程度、世帯構成等によって支援金は変わりますので、自治体窓口にお尋ねください。

Q3-6 住宅の応急修理制度は「半壊」「大規模半壊」認定でなければ利用できないのですか？

- A 住宅の応急修理制度は、災害救助法が適用された市区町村で「準半壊」「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」の被害認定を受けた住家が対象となります。
- 「全壊」の認定を受けた住家についても、修理により居住が可能となる場合は対象となりますので、市区町村にご相談ください。なお、「一部損壊」の認定を受けた住家は対象となりません。

Q3-7 住宅修理見積金額が応急修理限度額を超える場合(100万円)の申し込みはどうなりますか？

- A 被災者負担分と、応急修理分修理見積書を作成し、各市区町村窓口に提出してください。基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。

修理総額 100.0 万円の場合 (R7 時点)

[1] 応急修理 73.9 万円以内 (半壊・中規模半壊・大規模半壊の場合)

応急修理 35.8 万円以内 (準半壊の場合)

※応急修理の対象外金額が多い場合は満額にはなりません。

[2] 自己負担 26.1 万円または 64.2 万円以上

Q3-8 半壊・大規模半壊の場合の「①修繕」か「②解体」かで被災者生活再建支援金はどうなる？

- A ①修繕の場合 (R7 時点) 【※¹大規模半壊】 【※²半壊】

【大規模半壊】 [基礎支援金]※^{基1}150 万円 + [応急修理制度] 73.9 万円 + [加算支援金] 修理※^{加1}100 万円

【半壊】 [基礎支援金]※^{基2}受給無 + [応急修理制度] 73.9 + [加算支援金] 修理※^{加2}20 万円

(「基礎支援金」※^{基1}大規模半壊の場合 50 万円、中規模半壊の場合 0 万円、※^{基2}半壊の場合 0 万円)

(「加算支援金」※^{加1}大規模半壊の場合 100 万円、中規模半壊の場合 50 万円、※^{加2}半壊の場合 0 万円)

※[応急修理制度][仮設住宅入居]は実質どちらかの選択だが、仮設住宅入居の対象になることが多い。

②解体の場合 (R7 時点) 【大規模半壊】 【半壊】 (全壊と同じ)

[基礎支援金]100 万円 + [公費解体](無料) + [加算支援金]建設購入 200 万円 + [仮設住宅]2 年家賃 無料

Q3-9 分譲マンションについては、応急修理の対象となりますか？

- A 被災世帯の専用部分、及び廊下・階段等の共用部分(当該世帯の持分)が半壊以上であれば対象となります。

Q3-10 住んでいる家が自分の名義でない場合、罹災証明はどのようになりますか？

- A 賃貸物件の罹災証明書は、所有者の方も申請できますが、居住者が申請するものなので、居住の事実があれば罹災証明書は申請できます。ただし、申請の際に必要なものは自治体に確認してください。自治体によっては、所有者の承諾書の添付を求めるところもあります。

(4) 仮設住宅・その他

Q4-1 仮設住宅へ入居を希望している。手続きを教えてください。

- A 自治体に申し込んでください。自治体によって受付時期等が違うので確認してください。その際、罹災証明を受けておく必要があります。全壊、大規模半壊、半壊で解体または解体予定の方が入居できます。

Q4-2 建て替えか修理かで迷っている。専門家に現地を見てもらえないか、その上で決めたい。

- A 相談員の現地派遣が出来ますので申し込みしてください。修理の可否、概算の費用等アドバイスします。相談員から直接連絡がありますので都合の良い日をお伝えください。
(※熊本の例です。工務店組合にお願いして現地派遣相談体制を作っています。)

Q4-3 復興公営住宅や復興住宅について知りたい。

- A 復興公営住宅については、自治体が独自に建設を進めており完成時期も完成戸数も募集期間も自治体によって違うので確認してください。
(※注：熊本の例)
復興住宅については、県や建築士会が、戸建ての災害に強い低コストの住宅のモデルプランを提案しています。県や建築士会のホームページで閲覧できますので参考にしてください。

Q4-4 住宅を建て替えたい。どういった手続きが必要か知りたい。

- A 建て替えに当たっては、建築確認申請手続きが必要になります。(※都市計画区域外で平屋かつ延べ面積 200 m²以内の建物の場合は、建築確認申請手続きは不要です。)
建築確認申請手続きは、建築士事務所に所属する建築士が行います。工務店や建設会社でも建築士事務所登録業者であれば手続きができます。なお、被災建物の建て替えの場合、申請手数料の免除、減免を行っていますので、特定行政庁や民間の確認検査機関の窓口にお尋ねください。被災者生活再建支援制度による支援金もありますので自治体窓口にお尋ねください。浸水被害想定区域であれば、今後起こるかもしれない浸水災害時に縦方向避難ができるプランを考慮されることをお勧めします。自治体が策定しているハザードマップで確認してください。
(※注：大規模の修繕^{*1}、大規模の模様替え^{*2}についても、建築確認申請手続きが必要になります。)
一の主要構造部の過半を以前と同じ材料で復旧^{*1}、異なる材料や仕様で改装^{*2}、すること。

Q4-5 修理業者の訪問勧誘があり契約してもよいでしょうか。

- A 訪問勧誘を行う業者の中には、悪徳な業者も散見されますので注意が必要です。先に工事代金の支払いを要求されるようなら契約しないほうがよいでしょう。
しつこい勧誘でお困りなら、県の消費生活センターにご相談ください。

Q4-6 修繕リフォームしてもらったが、施工がずさんで納得できない。

- A 建築士に見てもらってください。施工不良であれば手直しを指示してください。施工者が応じなければ、手直しにかかる相当費用を請求することになります。その際は弁護士会にADR（紛争

解決センター) という制度がありますので相談されたらどうでしょうか。費用の本人負担は少額で対応してくれます。

Q4-7 住宅を建て替えたいが、イエローゾーンとレッドゾーンについて知りたい。

A 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称「土砂災害防止法」）に基づき、都道府県知事が土砂災害警戒区域（通称「イエローゾーン」）又は土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）を指定しています。

イエローゾーンは、警戒体制の整備や災害時の住民の皆さんへの避難周知を目的としており、建築に関する制限はありません。それに対して、レッドゾーンは、土砂災害時に著しい危険が発生する区域として、建築に関して土砂災害に耐え得る強固な建築とすることなどの厳しい制限があります。建て替える場所がレッドゾーンに指定されていないか自治体に確認してください。

なお、土砂災害防止法以外にも、建築基準法による「災害危険区域」や地滑り等防止法、河川法、砂防法等による指定区域により建築制限がありますので自治体に確認ください。

また、ハザードマップで浸水想定高さが示された区域であれば、基礎を高くするなどの対策を取られてはどうでしょうか。建築士にご相談ください。

建築士からの助言

大雨災害 建築・住宅相談実施結果票

		整理番号	
		市町村名	
相談実施日	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分(相談に応じた時間)		
依頼者氏名			
依頼者住所	被災時住所:		
	現在住所:		
連絡先電話	-		
建物用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 作業所 <input type="checkbox"/> 倉庫・蔵 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> その他()		
建築年代	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和初期 <input type="checkbox"/> 昭和後期 <input type="checkbox"/> 平成		
構造・工法	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> CB造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 混構造 <input type="checkbox"/> その他()		
規模	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> ____階 延べ面積(おおよそ m ²)		
被災状況	罹災証明内容 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 証明なし		
	床上浸水高さ m		
	【被災の状況を具体的に記載】		
相談内容	<input type="checkbox"/> 建物の安全性	【具体的に記載】	
	<input type="checkbox"/> 応急修理方法		
	<input type="checkbox"/> 本格復旧方法		
	<input type="checkbox"/> 資金計画		
	<input type="checkbox"/> 見積チェック		
	<input type="checkbox"/> 業者選定		
	<input type="checkbox"/> その他		
対応内容	【アドバイスなどの内容を具体的に記載】		
相談の課題	【解決できない事項で他の専門家に引き継ぐ事項等を記載】		
相談員 所属：氏名	所属団体: <input type="checkbox"/> 士会 <input type="checkbox"/> 事協 <input type="checkbox"/> JIA <input type="checkbox"/> JSCA <input type="checkbox"/> 信州構造 <input type="checkbox"/> 労連 氏名:		
	所属団体: <input type="checkbox"/> 士会 <input type="checkbox"/> 事協 <input type="checkbox"/> JIA <input type="checkbox"/> JSCA <input type="checkbox"/> 信州構造 <input type="checkbox"/> 労連 氏名:		

➢複数の棟があり、相談内容が異なる場合は別の結果票を作成する。

➢相談終了後作成して、速やかに建築相談連絡会事務局(建築士会事務局)へFAX送信する。

長野県建築相談連絡会(事務局 公益社団法人長野県建築士会)
電話:026-235-0561 FAX:026-232-2588 Email:n-shikai@avis.ne.jp

(4) 参考サイト：ひさぼ（被災者支援情報さぼーとページ）（永野 海弁護士 法律と防災のページ）
 ひさぼ（被災者支援情報さぼーとページ） - 弁護士永野海 法律と防災のページ（naganokai.com）
<http://naganokai.com/hisapo/> 災害後の相談対応の前に、最新情報をご確認願います。

① 知っておくべき制度のポイント

- ・「災害救助法」（基本法）と「被災者生活再建支援法」（適用されない災害もある）の適用、行政独自の支援制度を確認してください。
- ・「罹災証明」の被害認定により、受けられる支援制度が異なります。
- ・被災者が申請しないと支援は受けられません。（日本は申請主義）

●「応急修理制度」と「公費解体」は、同時に利用できません。「仮設住宅入居」は可能な場合あり。

② 被災者生活再建カード・被災者支援カード・住まいの再建ロードマップ・支援制度のパターン集
 ・罹災証明の判定により使える支援制度の組み合わせを、被災者の方とお話しながら相談対応できるツール「被災者生活再建カード」を貼って、持ち帰っていただくことができます。

↓被災者支援カード（2025年6月9日版） <s-card250609.pdf>

被災者支援カード 2025年6月9日版 制作：弁護士 永野 海
 災害の規模や被害の程度、お住まいの自治体、時期などによって使える支援制度は異なります。DLページ

矢印の順番に検討してみね

① 被災ローン減免制度 (自然災害債務整理ガイドライン)
 お問い合わせ先：お住まいの弁護士会
 対象の人：被災救助法が適用された災害の影響で、住宅ローンなど個人の債務の支払が難しくなった人。自己破産の前に相談を信用情報にも掲載されません。

② 災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)
 お問い合わせ先：自治体
 対象の人：借入を検討している人 (所得制限があります)
 借入最大350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)
 返済期間10年/当初3年間(例外で5年間)は返済据置きで利子もかかりません

③ 応急修理制度 (災害救助法)
 お問い合わせ先：自治体
 対象の人：準半壊以上で、自宅の修理を考えている人
 修理完了後、④の仮設住宅や⑤の公費解体の利用ができない運用に注意。事前に自治体に相談を。
 (2025年基準) 半壊以上の世帯 →73.9万円 準半壊の世帯 →35.8万円

④ 応急仮設住宅 (災害救助法)
 お問い合わせ先：自治体
 対象の人：居住できる家がなく、自分の資力では住宅を確保できない人 半壊、二次災害の危険、ライフライン途絶の人が入居できることも
 原則最長2年(特定非常災害では延長可能性あり) 家賃無料(光熱費負担あり)

⑤ 公費解体 (環境省の補助制度)
 お問い合わせ先：自治体
 対象の人：建物が全壊になって解体を考えている人 特定非常災害などでは半壊以上の建物に対象が拡大されることも
 建物を無償で解体・撤去(自費解体後の償還制度も)

⑥ 基礎支援金 (被災者生活再建支援法)
 お問い合わせ先：自治体
 対象の人：下の各世帯にあたる人 解体世帯とは、半壊以上や敷地被害で建物を解体した世帯のことです(単身は4分の3の金額)
 全壊世帯/解体世帯/長期避難世帯 →100万円 大規模半壊世帯 →50万円

⑦ 加算支援金 (被災者生活再建支援法)
 お問い合わせ先：自治体
 対象の人：基礎支援金をもらった世帯、中規模半壊世帯で住宅再建をする人(単身は4分の3の金額) 中規模半壊世帯は、左の金額のそれぞれ半額がもらえます
 建設・購入 →200万円 修理 →100万円 民間借入 →50万円

⑧ 災害復興住宅融資 (高齢者返済特例もあります)
 お問い合わせ先：住宅金融支援機構
 対象の人：住宅の修理費用や再建費用を借りたい人 借入時60歳以上なら不動産評価の6割まで借りられ、利息のみを返済するリバースモーゲージ型融資もあります
 建設・購入の融資 →半壊以上の世帯 修理(補修)の融資 →一部損壊以上の世帯

⑨ 雑損控除 (所得税・住民税減免)
 お問い合わせ先：税務署に確定申告
 対象の人：住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出があり、税金を減らしたい人。家財の損害は金額不明でも国税庁HPで金額の推定がされています
 その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得から控除される医療費控除に似た制度

原則どちらか

QR_772830→

永野海弁護士

ひさぼ



↓支援制度一覧表 (P. 78) <itiranhyou250612.pdf> (2025年6月9日版)

- ・災害直後、数か月後、その後と、段階的に活用できる支援制度が適用されるので確認ください。



あなたの
り災証明書で
使える制度を
チェック!

支援制度一覧表

2025年6月12日版
制作 弁護士 永野 海



最新版のDL

黄色：原則、災害救助法の適用が必要
赤色：原則、被災者生活再建支援法の適用が必要
緑色：原則、被災者生活再建支援法の適用が必要

	被災直後 (無理しないで)				住まいへの支援			もらえるお金				借りられるお金			その他の支援								
	ボランティア 専門家への相談	自治体による 土砂撤去	自治体による 共済などの確認	火災・地震保険 の補償	応急仮設住宅 (2025基準)	応急修理制度 (2025基準)	公費解体	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法 で金額が変わる	義 援金	災害 弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	住宅 融資	災害復興 住宅融資	高齢者返済 特別	災害復興 住宅融資の 資金貸付	被災 ローン	雑損 控除	その他	
全壊					73.9万円	○	○	○	100万円	建設・購入 200万円									最大 350万円				
半壊など +建物解体	困りごとは遠慮なく相談を して下さい	自治体ごとに時期・内容に 違いがあります	水災補償の加入や金額も確認を しましょう		73.9万円	△	△	△	50万円	修理 100万円	民間貸借 50万円	義援金配分委員会が配分 方法を決定	避難中の災害関連死の時も 申請を忘れずに	定期的に自治体からの情報 をチェック	生活、住宅、福祉、教育など 様々な貸付あり	住宅金融支援機構が行う 住宅再建用の融資	60歳以上なら返済が利息の みの特例融資も	△	△	△	△	△	△
大規模 半壊																							
中規模 半壊																							
半壊																							
準半壊																							
一部損壊 (床下浸水も)					35.8万円	△	△																
長期避難 世帯 ※1						※2	※4	100万円	上記全壊と 同じ支援金													右上のQR コードから	

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになります。
- ※2 大規模な災害では、半壊以上の世帯や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もあります。
- ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の建物も公費解体の対象になることがあります。ただし、修理か解体かは早々に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方なども入居できることも。入居には自治体ごとに条件があります。家賃は必要です。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額が支給されます。
- ※6 世帯主の1か月以上の負債、家財の3分の1の損害(浸水被害)でも各150万円まで借入できる可能性。

5 半壊で 修理したい人

様々な支援の法律が全て適用されるような本格的な大災害の時に使える可能性がある支援制度をカードで貼り付けたものです。様々な理由で使えないこともあります。一方、追加の支援制度が発表されることもあります。参考としてご使用ください。

〈ひさぼ〉のHPを
あわせて
ご確認ください

現在の生活場所	費用無料	73.9万円	万円	万円	万円
途中の生活場所	仮設住宅	義援金	自治体の 独自支援	被災者生活再建支援金 基礎支援金	災害(地震)保険・共済
最終的な住まい	自宅を修理	解体費無料	万円	借金の減免	上限2500万円

7 半壊以上で 賃貸住宅の人 (住んでいた家が 解体された場合)

様々な支援の法律が全て適用されるような本格的な大災害の時に使える可能性がある支援制度をカードで貼り付けたものです。様々な理由で使えないこともあります。一方、追加の支援制度が発表されることもあります。参考としてご使用ください。

〈ひさぼ〉のHPを
あわせて
ご確認ください

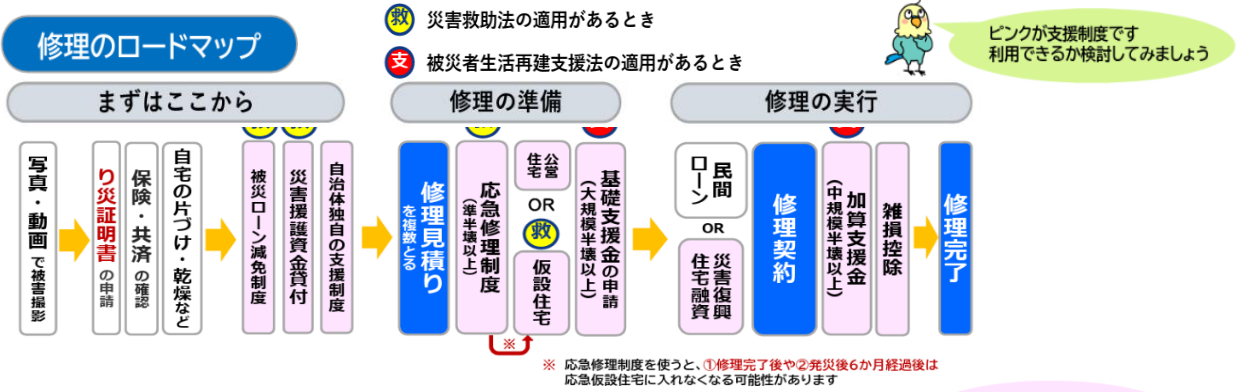
現在の生活場所	費用無料	万円	100(単身)は3/4万円	万円	万円
途中の生活場所	仮設住宅	義援金	自治体の 独自支援	被災者生活再建支援金 加算支援金	災害(地震)保険・共済
最終的な住まい	賃貸住宅	解体費無料	50~200(単身)は3/4万円	借金の減免	上限5500万円

QR_772830 →

永野海弁護士
ひさぼ

← ↑ 支援制度早見表
(令和7年6月版)
pattern250612.pdf
・ 単身者の基礎支援金は3/4です。
・ 賃借人の方も支援金を受けられます。

修理のロードマップ



建替えのロードマップ



修理の支援制度

被害程度	被災証明書の申請	被災ローン減免	災害復旧資金貸付	自治体独自の支援	応急修理制度	仮設住宅	基礎支援助金	災害復興住宅融資	リバースモーゲージ	加算支援金	雑損控除
大規模半壊	この4枚の使える支援にもれがないか確認 避難生活中のご家族の死亡は、甲府金請求を検討	170	170	自治体ウェブサイトなどを確認して検討する	73.9 使えることが多い どちらかを選択	50 (単身37.5)	上限2500 (評価の6割) どちらかを選択	100 (単身75)	確定申告すれば、税金が減額・免除になる可能性		
中規模半壊		170	170		73.9 使えることが多い どちらかを選択		上限2500 (評価の6割) どちらかを選択	50 (単身37.5)			
半壊		170	170		73.9 使えることが多い どちらかを選択		上限2500 (評価の6割) どちらかを選択				
準半壊		家財の3分の1以上の損害あれば150	35.8		35.8		上限2500 (評価の6割) どちらかを選択				
一部損壊		家財の3分の1以上の損害あれば150					上限2500 (評価の6割) どちらかを選択				

©弁護士永野海

建替えの支援制度

被害程度	被災証明書の申請	被災ローン減免	災害復旧資金貸付	自治体独自の支援	仮設住宅	公費解体	基礎支援助金	災害復興住宅融資	リバースモーゲージ	加算支援金	雑損控除
全壊	この4枚の使える支援にもれがないか確認 避難生活中のご家族の死亡は、甲府金請求を検討	350	350	自治体ウェブサイトなどを確認して検討する	使える	通常は使える	100 (単身75)	上限4500 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150)	確定申告すれば、税金が減額・免除になる可能性	
大規模半壊		250	250		使えることが多い	特定非常災害の場合と自治体 が独自に美観する場合は使える	100 (単身75) ※解体を前提	上限4500 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提		
中規模半壊		250	250		使えることが多い		100 (単身75) ※解体を前提	上限4500 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提		
半壊		250	250		使えることが多い		100 (単身75) ※解体を前提	上限4500 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提		
準半壊		家財の3分の1以上の損害あれば150					100 (単身75) ※解体を前提	上限4500 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提		

©弁護士永野海